

第105回経営委員会議事概要

1. 日 時：2025年3月11日（木）14:00～16:00

2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 大会議室

3. 出席委員等：・山口委員長 ・新井委員長代理 ・板場委員 ・逢見委員
・尾崎委員 ・加藤委員 ・久保田委員 ・小宮山委員 ・根本委員
・宮園理事長

4. 議事概要

【議決事項】

(1) 「積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）の変更（案）について」

厚生年金保険法第79条の5第1項の規定に基づき定める、積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）の変更について、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

(2) 「第5期中期計画(案)について」

独立行政法人通則法第30条第1項及び第4項の規定に基づき策定する第5期中期計画及び「組織及び定員に関する重要事項」について、執行部から説明を行い、これらは密接に関連する事項であることから、一括して議決を採ることです承された。

第5期中期計画及び「組織及び定員に関する重要事項」について議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員A 業務効率化について、先進技術やデータ活用の説明があったが、基本的なIT基盤の整理も進められるのか。

執行部 業務の効率化等の観点から業務のデジタル化を推進し、管理運用業務の情報基盤の拡充や、業務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備等の取組を進めていく。

(3) 「サステナビリティ投資方針（案）について」

(4) 「投資原則の変更(案)」

(5) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更(案)について」

議決事項3、4及び5について、執行部から説明を行い、これらは密接に関連する事項であることから、一括して議決を採ることです承された。

ESG やインパクトを考慮した投資等に関する基本的な考え方等を統合的に示す「サステナビリティ投資方針」の策定並びに関連する「投資原則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の変更について、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

(6) 「サステナビリティ投資に係る今後の取組みについて」

「サステナビリティ投資に係る今後の取組みについて」

議決事項6「サステナビリティ投資に係る今後の取組みについて」及び報告事項2「サステナビリティ投資に関する取組みについて(案)(対外公表資料)」について、内容が関連することから、執行部から一括して説明及び報告を行った。

「サステナビリティ投資に係る今後の取組みについて」について、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

(7) 「職員給与規程、職員退職手当支給規程等の変更(案)について」

職員給与規程、職員退職手当支給規程等の変更(案)について執行部から説明を行い、「職員給与規程の変更(案)」、「職員退職手当支給規程の変更(案)」及び「倫理規程の変更(案)」は密接に関連する事項であることから、一括して議決を採ることです承された。

65歳までの定年引上げに伴う60歳を超える職員の処遇(シニアスタッフ制の導入等)を規定する「職員給与規程」、退職金算定の際に60歳時の本俸月額を用いる「ピーク時特例」を規定する「退職手当支給規程」及びこれらに関連する「倫理規程」の変更について、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

【改正内容】

○職員給与規程

- ・現行の高齢期職員の雇用確保措置(継続雇用制度)を改善した新たな制度(シニアスタッフ制)を導入

○退職手当支給規程

- ・退職金算定の際、退職時の本俸月額を用いず、60歳時の本俸月額を用いて退職手当を算定する「ピーク時特例」の導入

【審議事項】

(1) 「管理運用の方針の変更(案)について」

厚生年金保険法第79条の6第1項の規定に基づき定める、管理運用の方針の変更(案)について、執行部から説明を行い、審議において特段の意見がなかったため、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

(2)「令和7年度計画(案)について」

独立行政法人通則法第31条第1項の規定に基づき策定する令和7年度計画(案)について、執行部から説明があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員B 第1の7「スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資」の(1)「スチュワードシップ責任を果たすための活動」の中に「企業の資本配分」とあるが、設備投資のことを指しているのか、表現が曖昧で分かりづらくないか。

理事 東証を中心に、この1、2年間のいわゆる資本効率の向上というかけ声の影響だと思いが、企業が持っている資本の効率性をディスカッションするようなケースが非常に増えており、我々も、それがマーケットのニーズだと捉え、企業に対しての非財務情報だけではなくて、財務情報の内容も重視して、エンゲージメントしていただきたいという思いがあり、このような書きぶりにした。

御指摘の資本配分というのは、設備投資や、従業員の給料を増やす可能性もあり、株だけの資本効率を考えると、バイバックが増えて、配当を増やすなどの方法があると思うが、そういった内容の話も、エンゲージメントの中で、ファンドのマネジャーや、エンゲージメントする方々に期待をしている。

委員B つまり、バランスシートの左側だけではなくて、右側も含めてということか。

昨今、ROE重視で、増配や自社株買いを行い、分母を小さくすることで、ROEを高める対策を取っている企業が多いように思う。いろいろな見方があると思うが、そうした対応策というのは、長期的に企業価値を高めることには必ずしもつながらないのではないか。

増配しない、あるいは自社株買いをしないで、将来のために研究開発をする、積極的な投資をするという形で、一時的にはROEが低下するかもしれないが、長期的には、企業価値を高めるような形で対応していただきたい。

理事 おっしゃるとおりで、実際バイバックも増えているけれども、配当、設備投資、社員の給料も増えているということで、それをどう配分するかは、やはり企業側の判断というのが一番重要かと思っており、企業側の経営者にも、長い目で見たときの企業価値向上というのを期待している。

(3)「組織規程の変更(案)について」

組織規程の変更(案)について、執行部から説明を行い、審議において特段の意見がなかったため、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員C この組織変更のメリットは何か。運用支援課の機能を各部に分散して、総括課を設置し担当させるということだが、通常は、分散ではなく統合することによる規模の利益で効率化が図られると思われるが、なぜ、分散することで効率化になるのか。

また、この組織変更によって、全体の人員を増やすことを考えているのか。

執行部 1点目について、これまで、運用管理部運用支援課がフロント部門の業務を支援してきたが、近年の業務量の増加や業務内容の高度化に伴い、支援に要する時間が増加している状況にあるため、各部署に総括課を設置し、業務内容を把握している者が自ら対応することで、業務の円滑な遂行が可能になるものと考えている。

2点目について、各部署に総括課を設置することで、人員が増加することがあるが、今後、正規職員の採用が進む中で、各部署における総括的な業務経験を積むことができる場としても活用していきたいと考えている。

委員C 今までの業務をこなすために、人員はどの程度増やすのか。

執行部 運用支援課で総括業務に就いていた者を異動させることや、併任をかける形で、まずはスタートを切ろうと考えている。

委員C そうすると、人員としては同じということか。

執行部 スタートのところはそのとおりである。

これからの採用で、法人業務、ポートフォリオなどを理解してもらうための場に考えている。

委員C 正規職員に投資運用部門の各部に置く総括課に就かせてそのような活躍の場を設けることに主眼があるということか。

執行部 それも目的の一つであるが、まずは業務を効率的・合理的に進めることの組織改正であると考えている。

理事 当初は、運用支援課に他部署の業務の一部を集めて効率化を図る発想だったが、各部室の業務が一樣ではなく、例えば会計・物品等調達関係であれば、各部ごとにそれぞれの特色ある物品を調達しているため、業務を集約することが必ずしも効率的とは限らないことがあり、また、業務量が増加する中で、効率的に進めるためには、むしろ業務を分散させた方が効果的であるという結論に至った。

委員C 一方で、業務の支援を行う際には、伝達の過程で相互に牽制・チェックが働くことがあると思う。特に調達に関して、業務の集約を分散させるとことで、相互牽制機能が失われな

いか。

理事 運用支援課がまとめて調達をすることによる相互牽制機能というのは、そのとおりであると思うが、契約審査会などを運営している実感からすると、部署がまたがることによる牽制機能というのは、あまり意識したことがなく、むしろ契約審査会において、厳格に審査することが、調達業務にガバナンスを効かせる上で極めて有効な手段であると考えている。

理事長 総括課を設置する目的は、各部門をしっかりと把握し、部門間の連携を強化する「強い総括課」を作ることにある。正規職員は複数の総括課を経験してもらうことで、法人業務全体に対する知見や経験を高めてもらいたいと考えている。非常に重要な役割を担ってもらうことになる。

【報告事項】

(1) 「第5期中期目標について」

3月7日付で管理運用法人に指示された第5期中期目標について、厚生労働省から報告があった。

質疑等はなかった。

(2) 「サステナビリティ投資に関する取組みについて(案) (対外公表資料)」

議決事項6参照。

(3) 「第5期中期計画策定に伴う規程変更について」

第5期中期計画及びサステナビリティ投資方針の策定に伴い所要の変更を行う規程等について、執行部から報告があった。

質疑等はなかった。

(4) 「次期基本ポートフォリオの策定について」

基本ポートフォリオの変更に係る公表資料(案)について、執行部から報告があった。

質疑等はなかった。

(5) 「足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について」

足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について、理事長及び理事から報告があった。

【その他事項】

- ・議事録の作成及び議事概要の公表(12月20日開催分)について承認を得た。

以上